

公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター  
 治験等経費算定要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>2019年3月27日制定                      2019年5月24日最新改訂</p> <p>第1条～第11条 略                      第12条第1項～第6項 略</p> <p>7 (新設)</p>	<p>制 定 2019年3月27日                      最新改訂 2019年 月 日</p> <p>第1条～第11条 略                      第12条第1項～第6項 略</p> <p>7 <u>センター病院において実施予定または実施中の治験について、附属病院の病院長が設置したIRBにて治験の実施の可否または治験の継続の可否について審査を行う場合は、センター病院における運営経費を月額35,000円(消費税別)とする。なお、治験実施に係る委受託契約の期間内においては、IRBに提出する資料が無い月についても運営経費を請求する。</u></p>
<p><u>7</u> 第3項から前項までのIRB費用及び運営経費については、治費書式10「治験審査に係る委受託契約書」及び治費書式11「治験審査委員会の費用に関する覚書」、またはNW院内書式3「治験審査に係る委受託等契約書(包括契約)」及び「治験審査委員会等の費用に関する覚書(包括契約用)」により契約及び覚書を締結する。</p> <p><u>8</u> 第3項または第5項のIRB費用については、前項の契約及び覚書の締結後速やかに、規定された金額に消費税及び地方消費税を加算し、附属病院より請求書を依頼者に送付する。なお、消費税率が改正された場合には、消費税額は請求時の改正税率によるものとする。</p> <p><u>9</u> 第4項または第6項の運営経費については、初回のIRB審査より、規定された金額に消費税及び地方消費税を加算し、附属病院より請求書を依頼者に送付する。なお、消費税率が改正された場合には、消費税額は請求時の改正税率によるものとする。</p> <p><u>10</u> 第8項または前項により請求書を受領した依頼者は、請求書に記載された期限までに指定</p>	<p><u>8</u> 第3項から前項までのIRB費用及び運営経費については、治費書式10「治験審査に係る委受託契約書」及び治費書式11「治験審査委員会の費用に関する覚書」、またはNW院内書式3「治験審査に係る委受託等契約書(包括契約)」及び「治験審査委員会等の費用に関する覚書(包括契約用)」により契約及び覚書を締結する。</p> <p><u>9</u> 第3項または第5項のIRB費用については、前項の契約及び覚書の締結後速やかに、規定された金額に消費税及び地方消費税を加算し、附属病院より請求書を依頼者に送付する。なお、消費税率が改正された場合には、消費税額は請求時の改正税率によるものとする。</p> <p><u>10</u> 第4項または第6項の運営経費については、初回のIRB審査より、規定された金額に消費税及び地方消費税を加算し、附属病院より請求書を依頼者に送付する。なお、消費税率が改正された場合には、消費税額は請求時の改正税率によるものとする。</p> <p><u>11</u> 第8項または前項により請求書を受領した依頼者は、請求書に記載された期限までに指定</p>

された口座に全額を納金するものとする。なお、当該依頼者は、請求書の記載に疑義がある場合、附属病院に確認を求めることができる。確認の結果、請求書に何らかの修正等が必要な場合、附属病院は適切に対応することとする。

11 前項の納金が請求書に記載された支払い期限に間に合わないことが判明した場合、依頼者は、予め附属病院に申し出ることとする。当該遅延の理由が妥当と判断される場合、附属病院は、支払い予定日を確認したうえで遅延を了承する。当該遅延の理由が不当または不適切と判断される場合、附属病院は、公立大学法人横浜市立大学または附属病院の規定に従った延滞金を依頼者に追加請求する。

### 第13条 略

#### 附則

1 本要領は、西暦2019年3月27日より施行する。

2 本要領の改正は、附属病院及びセンター病院臨床試験管理室が所掌する。

#### 附則

1 本要領は、西暦2019年5月24日より施行する。

#### 附則（新設）

された口座に全額を納金するものとする。なお、当該依頼者は、請求書の記載に疑義がある場合、附属病院に確認を求めることができる。確認の結果、請求書に何らかの修正等が必要な場合、附属病院は適切に対応することとする。

12 前項の納金が請求書に記載された支払い期限に間に合わないことが判明した場合、依頼者は、予め附属病院に申し出ることとする。当該遅延の理由が妥当と判断される場合、附属病院は、支払い予定日を確認したうえで遅延を了承する。当該遅延の理由が不当または不適切と判断される場合、附属病院は、公立大学法人横浜市立大学または附属病院の規定に従った延滞金を依頼者に追加請求する。

### 第13条 略

#### 附則

1 本要領は、西暦2019年3月27日より施行する。

2 本要領の改正は、附属病院及びセンター病院臨床試験管理室が所掌する。

#### 附則

1 本要領は、西暦2019年5月24日より施行する。ただし、本要領の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要領の例による。

2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター治験等経費算定要領（西暦2019年3月27日制定）は廃止する。

#### 附則

1 本要領は、西暦2019年 月 日より施行する。ただし、本要領の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要領の例による。

2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター治験等経費算定要領（西暦2019年5月27日改訂）は廃止する。